

牟田事務所 許可可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 <http://mutajimusyo.com>

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 25年ぶり！建設業法改正案が閣議決定

建設業の働き方改革の促進、建設現場の生産性の向上、持続可能な事業環境の確保を柱として働き方改革を支える「工期」へのアプローチや、社会保険の未加入企業に許可や更新を認めない踏み込んだ対応を盛り込み、建設業制度インフラの“再構築”になりそうです。

1) 許可基準の見直し…新規参入ハッピーウエルカム☆

旧制度→5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者を置くこと
新制度→国土交通省令で定める基準（社会保険加入しているということ）

2) 監理技術者の専任義務の緩和…技術者不足からの影響でしょうか？

旧制度→監理技術者を配置すべき現場から離れることが出来ない
新制度→技術検定制度の第1次合格者に「技士補」の称号を付与し、監理技術者を補佐する者に位置付けすることにより、監理技術者は当該監理技術者の専任を要しないものとする。

3) 主任技術者(特定許可)の配置義務の合理化…現場を見つめた法改正

旧制度→元請・下請それぞれで主任技術者の配置が必要
新制度→元請の主任技術者は、下請の主任技術者の職務を併せて行うことができ、下請の主任技術者は配置を要しないものとする。

4) 事前認可制度…吸収合併や先代の突然の死亡に伴う事業承継へ対応

あらかじめ許可行政庁の事前の認可を受ける「事前認可」を導入して、新規の許可を不要とする仕組み（事業譲渡によって許可を承継）をつくることで、審査・手続きによって生じる“許可の空白期間”をなくす。コレ！ 超困っていました！

※適正な工期の設定…常態化する長時間労働を抑制(完全週休2日へ向け)

国土交通省HP

: http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000615.html

詳しくは担当 **小泉潤一郎**までどうぞ～

★運送業★

○初任運転者への指導教育・・・座学も実車で

我が社で初めて選任されるドライバーさんには、適性診断や健康診断の受診、

運転記録証明の取得の他、**座学 15 時間、横乗り教育 20 時間の教育**が必要です。

[法定 12 項目]

- ① トラックを運転する場合の心構え
- ② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項
- ③ トラックの構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行経路及び当該経路における道路交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適正な運転方法



上記 12 項目の座学 15 時間ってどうやるの？

実際に机に向かって 15 時間みっちりお勉強…でもよいですが、それでは記憶に残りにくい。そこで、トラック協会の適正化に聞いてみたところ、

実車の使用や、横乗りをしながら教育でも OKとの事でした！運輸支局監査課も公認です。

例えば、横乗りをしながらこの道はそこから人が出てきやすいから注意してね、などと伝えることで項目⑦？⑧は教育された事になります。この方が教えられたドライバーさんの記憶にも残りやすいですよ。

座学 15 時間を教育すればいい、ではなく教育ですから、ドライバーさんの選任後の安全運転に活用されなければ意味がありません。

【注意点】

座学の項目を横乗り中に指導しても、

その時間を横乗り教育の 20 時間に含むことはできません。

座学の項目は、座学の項目で 15 時間。横乗り教育は横乗り教育のみで 20 時間の教育が必要です。

担当**一休さん**悩み中～

★産廃業★

産廃か？土砂か？

京都 VS 滋賀・大阪・神戸

悩ましいテーマのひとつだと思います。同じがれきくずでも産廃に該当したりしなかったり…。物より経緯が重要視されるから複雑ですね。さらにはそれらが混ざり合った混合廃棄物の問題まで…。どうしたらいいの～！？問題について、最近興味深い判断事例がありましたのでご紹介します。

2019年2月、京都の産廃処理業者が廃掃法違反で逮捕されました。

容疑は「**不法投棄・事業範囲無許可変更**」。京都市の許可を得ていないがれきくずを含んだ、土砂を許可済の汚泥・セメントと混ぜて宅地造成地へ埋めたというものでした。

一見よくある廃掃法違反事件ですが、**業者が埋めた混合物(がれき+汚泥・セメント)が産廃にあたるかどうかで行政の判断が大きく割れてしまった**のです。

そもそも廃掃法は、産廃にあたるかどうかの判断は「**県や政令指定市が個別具体的に判断する**」ものと定めています。**環境省がおおむねの指針(飛散・流出・悪臭等の影響等)を示してはいますが、最終的に判断するのは各県・政令市です。**

今回、業者の本店がある**京都市は、業者が埋めたこの混合物を「産廃ではない」と判断**しました。がれきくずが5%以下で水銀・エチレン等の有害物質が基準以下、粒子が5ミリ以下など、環境省基準もとに京都府が独自の目安に照らし合わせた結果です。

一方、**混合物を埋められた滋賀県や、関係行政庁の大阪市、神戸市ではこの混合物を「産廃」と判断**しました。京都市と違い、大阪府や神戸市は、土砂に少量がれきが混じっている場合に産廃としてみなすかどうかの独自規定はありません。個々のケースで個別に判断しており、**大阪府は「少量でもがれきくずが混ざれば産廃」、神戸市は「見た目では明らかなほどがれきくずが混ざっている場合は許可しない」**など、**個別判断の結果**、今回業者が埋めた混合物は産業廃棄物とみなすという判断でした。同じ近畿圏でも判断が分かれる結果となりました。

これらの判断を受け、京都地検は証拠不十分のため、産廃処理業者を不起訴処分としました。業者はこれまで京都市の監督を受けて処理しており、明確な犯意を問うことができなかったからことが理由だと思われる。

このように一つの混合物にスポットをあてて考えたとき、**法律も地球も一つなのに！県や政令市によって処理できたいできなかつたりするというのはいかになものか？**とも思いますが、許可される・されないに差があるのは事実です。こうした事例を重ねて、行政間でも徐々に基準がすり合わされていくことでしょう。今回のような特殊なケースもありますが、多くは知らずにやってしまった！では済まないの、自社で処理するもの性状を踏まえ、あらかじめ行政に処理の可否をきちんと確認しておくことが大切です。

デジタル手続法 閣議決定 行政手続きを100%電子化するための法律です

これまで役所で実施する必要があった手続きがパソコンやスマホでできるようになるとい
うものです。ネットで住民票の移転手続きをとれば、住所などの情報がそのまま転用され、
電気やガスの契約の際に改めて入力する必要がなくなるようです。

今のところ、地方自治体に対しては努力義務となっているそうです。ということは建設業
で言えば大臣許可は電子申請、知事許可は今まで通り紙での申請。産廃は都道府県または政
令市・中核市の行政担当者との調整を繰り返しながら進めなければならない産廃処理業許可
や開発関連の許可など、一筋縄ではいかないのではないのでしょうか？

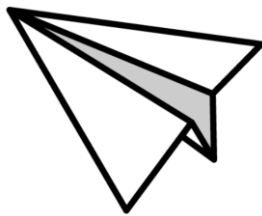
一見便利になると思いがちですが、電子申請化はまだまだ遠い先の話なのかなと想像しま
す。

★イチロー選手もびっくり平成の行政書士★

度々お話ししていますが、3月は日本全国の運輸支局が大混雑です。
それでもOA化が進み、だいぶスムーズになったそうです。

だって、今は待つって言っても、建物で待てるんでしょ？と所長。

昔はね、支局の職員さんも食事どころか、朝座ったら最後、トイレに行く時間も無かったの
よ。受付のカウンターも、大晦日のお賽銭箱の前みたいな状態でね。



私達もね、クリップ付けて投げたのよ～。

たくさんの書類をまとめて、5～6個もつけたクリップを重りにして、
え～～～い!!! 牟田選手! 書類を投げた～! 運輸支局キャッチ!

判定は・・・不備なし! セーフ! みたいな感じですか?

うん、そう。順番なんかないわよ。

慣れない人が書いた不備がある書類は、昼休みにホワイトボードに張り出されてね。

毎日同じ名前があがると、もう公開処刑みたいよね。

ちょっと気の毒だったわね。

あとは、昭和の先生が書いた書類はだいたい通った、とかね。

もちろん嘘はダメよ、でも誤字脱字とか間違いはあるでしょ?

名古屋市中川区の「市」を飛ばして、名古屋中川区とか、通るのよね。

もちろん私は平成開業の新参者だから許されなかったけど・・・

(新参者と言いつつ、所長は平成3年登録ですから…もう28年も前ですよ～)

人の心を感じる事が出来た平成でした。

近頃は、同じ時代を駆け抜けた社長さんの息子さんやお嬢
さんにお会いする機会が増えました。あのランドセル背負
ってた子、大人になったら奥様に似てきたわ…。

令和がどのような時代になるのか楽しみです。

